

流れをつかむ民事訴訟法



京都大学教授

笠井正俊

KASAI Masatoshi

いきなり個人的な話で恐縮ですが、私は、法学部で民事訴訟法を勉強し始めた頃、この法律が使われる場面やその働き方がイメージできず、とても取っ付きにくく感じました。これでは民訴の演習（ゼミ）に参加しないとどうしようもないだろうと思って谷口安平先生のゼミに入り、その後は、判事補をしていた期間も含め、結構長く民訴と関わることになりました。ですから、今はそれなりにイメージをつかんでいるつもりですが、学生時代に感じた取っ付きにくさは覚えています。民事訴訟法についてのイメージのつかみにくさは、本年3月号まで2年間連載を担当されていた林圭介先生も連載の最初に書いておられます（「知的好奇心を刺激する民事訴訟法 第1回・序章」475号〔2020年4月号〕70頁）。

このたび、法学教室で連載を担当させていただくことになって考えたことは、読者の皆さんに、民訴が嫌にならないように、民事訴訟法が使われる場面のイメージを具体的につかんでいただきたいということです。そのために参考にさせていただいたのは、法学教室480号（2020年9月号）4頁以下の特集「民事訴訟手続の流れをつかむ」です。その5頁に松下淳一先生が書かれているように、通常の、いわば「生

理現象」としての民事訴訟手続の様子を理解してもらうことがまずは重要だということで、本連載の題名も「流れをつかむ民事訴訟法」とすることにしました。もちろん、読者の皆さんは、判例になるような問題や学説上の議論もしっかりと理解したいと考えておられるでしょうから、そういった事項も流れの中に位置付けて取り上げ、それぞれの問題の所在を含めて、民事訴訟法を実際の訴訟手続の流れとの関係で実感してもらえるような内容にしたいと計画しています。

なお、今、民事訴訟手続については、いわゆるIT化が進められており、現在開会中の通常国会には民事訴訟法等の改正法案が提出され、審議がされるはずですが（本稿執筆時点での想定）。民事訴訟のIT化について報道で接した方もいらっしゃるでしょう。この改正がされれば、民事訴訟の通常の手続に一定の変化が生じます。学生の皆さんが社会で活躍される頃にIT化された手続が実現しているはずですから、連載中には改正後の手続にも言及していきます。ただ、この改正によって手続の基本的な流れと基本原則や各種の問題に大きな影響があるわけではありませんので、安心してください。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。